

NO	頁		箇所	項目
①			全体の構成について	<別添>を報告書本体と一綴りとした。
②	1	下	はじめに (2)センターの役割	「各府省による予算と権限を背景としたあっせんではなく、中立的なセンターが再就職を支援することにより、再就職の相手先となる法人は、真に適性と能力があるかを判断して、採用を行うことができるようになる。換言すれば、センターの役割は天下りの根絶と市場価値での再就職の実現である。」の文言を追加
③	2	下	はじめに 最終段落	「退職公務員あっせん業務のセンターへの一元化が行われる平成23年度までに実現されることが望ましい制度改正を伴う課題について」 →「センターが「本格稼働期」においてより一層機能するための制度改正を伴う課題について」
④	3	中	1. センターの目的と制度設計	「(2)経過措置」を削除
⑤	3	下	2. 再就職支援の対象となる職員の範囲 (1)退職事由	「本格稼働期」には、「発足当初期」の対象に加え、自己都合で退職する者のうち一定の希望者に対しても、センターにおいて適切な再就職の支援を行うようになることが望ましい。  →(P)を付ける
⑥	4	中	2. 再就職支援の対象となる職員の範囲 (2)センターへの登録	「組織の改廃等による分限が行われる予定の組織に属する職員予定者については、退職勧奨予告を受けた者はもちろん、それ以前でも本人が希望した場合には、センターへの登録を可能とし、センターの再就職支援の対象とする。」 →「組織の改廃等による分限予定者の組織についても、センターへの登録を可能とし、センターの再就職支援の対象とする」とし、場所を「センターは登録を行った職員が(以下略)」の前に移動。
⑦	4	中	2. 再就職支援の対象となる職員の範囲 (2)センターへの登録	「センターは、登録を行った職員が退職勧奨される際に彼らの再就職支援を実施するほか、登録済の職員が自発的に再就職支援を希望した際には支援を行うこととする。なお、登録の有無を含む登録内容(自発的に再就職支援を希望した職員のものに限る。)については、出身省庁に対するものを含む守秘義務をセンターは負うものとする。」  →(P)を付ける
⑧	4	下	2. 再就職支援の対象となる職員の範囲 (3)再就職支援	「あっせん」と「支援」の使い方の整理(以降も同様の修正)
⑨	7	中	3. センターの機能 (1)官から民への再就職支援機能 ⑥ 職員支援機能	「再就職に係る成功・失敗事例を含めたノウハウの提供」を追加
⑩	7	中	3. センターの機能 (1)官から民への再就職支援機能	「可能な限り」を削除

NO	頁		箇所	項目
⑪	8	中	4. センターの組織のあり方 (2) 組織の規模	「その際、再就職のニーズ・実情を十分把握した上で、十分な民間委託を行うなどして、必要最小限度の体制とする」を追加
⑫	11		<別添>	・<別添>を報告書本体と一綴りとするに伴う修正 ・「期待したい」→「要請する」